

特別安全衛生改善計画作成指示書

年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

労働安全衛生法第78条第1項の規定により、下記事項についての特別安全衛生改善計画を作成してください。

再発防止のための措置を講ずべき事項	
その他の事項	

備考

- 1 この指示による特別安全衛生改善計画は、年 月 日までに作成し、その計画を記載した書面を、貴社の本社の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に2通提出すること。
- 2 1により特別安全衛生改善計画を記載した書面を提出するときは、労働安全衛生法第78条第2項の意見を記載した書面を添えること。
- 3 「その他の事項」の欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受けるべきこと等を記入すること。